# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 後藤 政義

1 日 時

平成27年3月12日(木) 午前10時01分から 午前11時43分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤政義、毛利正徳、桜木博、藤田正道、江藤清志、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

河野成司

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 進秀人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

#### 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第42号議 案から第46号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決 定した。
- (2) 第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

請願50については、採択すべきものと農林水産委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。

- (3) 大分県立病院の大規模改修について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介 政策調査課調査広報班 主査 飯田聖子

# 土木建築委員会次第

日時:平成27年3月12日(木)10:00~

場所:第1委員会室

### 1 開 会

### 2 土木建築部関係

10:00~11:50

- (1) 合い議案件の審査
  - 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
  - 請願 50 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関することについて
- (2)付託案件の審査
  - 第 1号議案 平成27年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
  - 第 10号議案 平成27年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算
  - 第 11号議案 平成27年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算
  - 第 42号議案 平成27年度における土木事業に要する経費の市町村負担について
  - 第 43号議案 工事請負契約の変更について

(県道床木海崎停車場線道路改良工事)

- 第 44号議案 大分県道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 45号議案 訴えの提起について
- 第 46号議案 工事請負契約の変更について

(新館受変電棟新築設備工事)

- (3) 諸般の報告
  - ①大分県立病院の大規模改修について
- (4) その他

## 3 協議事項

11:50~12:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

### 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

今回は都合により、河野委員が欠席しております。

本日は、委員外議員として麻生議員に出席いただいております。

委員外議員の方にお願いします。

発言を希望する場合は、付託議案や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

さて、本日審査をいただく案件は、今回付託を受けました議案8件と、総務企画委員会から合い議のありました議案1件及び農林水産委員会から合い議のありました請願1件であります。

この際、これらを一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました第20号議案大分県使用料及び手数料 条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**永松建築住宅課長** 第20号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明 します。

議案書では198ページからになりますが、説明は主に土木建築委員会資料で行いますので、委員会資料の1ページをお開き願います。

まず、宅地建物取引業法関係事務について説明いたします。

宅地建物取引業法及び同法施行規則の一部が改正されたことにより、2つの改正がございます。

1つ目は名称変更で、宅地建物取引主任者を宅地建物取引士に変更するものです。

これは、宅地・建物の取引の専門家として、その役割と責任が増大していることから、 名称変更がなされたものです。

2つ目が再交付申請手数料の新設です。

これは施行規則の改正において、再交付申請に係る手数料の納付が義務化されたことに 伴うものです。

施行日は平成27年4月1日としております。

次に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務について説明します。

資料2ページをお願いいたします。

資料左側にありますとおり、この長期優良住宅認定制度は、住宅が長期にわたり良好な 状態で使用できることを認定する制度で、税制優遇等のメリットがあります。現在、申請 方法としては、通常申請のほかに、登録住宅性能評価機関から交付される長期優良住宅に 適合していることを証する適合証を添付して申請する方法の2つがあります。

一方で、資料右側にありますとおり、住宅の品質確保及び購入者の利益の保護を目的と した住宅表示評価制度がございまして、26年2月にこの制度が改正され、住宅性能評価 書の評価項目が、長期優良住宅の認定基準におおむね一致するようになったことから、こ の評価書を添付した長期優良住宅の申請が可能となったものです。

これにより、2の改正内容にありますとおり、評価書を添付した場合の認定申請手数料 を追加するものでございます。

施行日は平成27年4月1日としております。

次に、建築基準法関係事務について説明します。

建築基準法関係では、2つの改正点がございます。

1つ目が、名称のみの変更となりますので議案の217ページをお開き願います。

これまで、増築工事などで検査済証が交付されていない工事中の建物を使用する場合は、 県などの特定行政庁の承認が必要でした。この承認の手続が、民間確認検査機関でも行う ことができるようになり、事務の名称が仮使用承認から仮使用認定に改正されましたので、 手数料の名称も同様の変更を行います。

次に、委員会資料3ページをお願いいたします。

2つ目の改正は、手数料の徴収先の変更となります。

大規模な建築物を建てようとするとき、建築確認の審査において、県知事が行う構造計 算適合性判定の審査を受けなければなりません。

これまで、この手続は、資料の左側に記載のとおり建築主から確認申請を受け付けた後、建築主事が県知事に依頼するものでした。

今回、建築基準法の改正により、審査の迅速化等を目的とし、確認申請と構造適合性判定を同時に審査するため、資料の右側に示すとおり、建築主が直接県知事に、構造適合性判定を依頼することになりましたので、建築主事等を経由する場合の手続に係る規定を削除するものです。

あわせて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務及び都市の低炭素化の促進 に関する法律関係事務における構造計算適合性判定手数料についても、同様の変更をして おります。

これらの改正は、いずれも金額の変更はございません。

施行日は平成27年6月1日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

**荒金委員** 質疑じゃないんやけど、施行日がなんでこれだけ6月なの。通常、4月1日で同じでしょう。

**永松建築住宅課長** 法改正の施行日が6月1日になっておりますので、それに合わせて6月1日としております。

荒金委員 はい、そういうこと。

**後藤委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**後藤委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。 次に、農林水産委員会から合い議のありました請願50由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関しての請願のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**宮崎都市計画課長** 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関しての請願 についてご説明します。

お手元の請願文書表の1ページをごらんください。

本請願は、由布市塚原和牛共進会跡地に計画されているメガソーラー事業の中止を目指 し、湯布院町観光6団体が、開発等に係る県の許可権限に関する事務について、厳正なる 審査などを求めているものであります。

当部に関しましては、請願文書表の2ページの記2にありますとおり、メガソーラー事業に関連する鉄塔建設や周辺整備等について、開発の許可申請があった場合は、自然景観に配慮するとともに、周辺住民の意向をしんしゃくの上、厳正に審査を行ってほしいというものであります。

この許可申請につきましては、都市計画法上の開発許可申請及び建築基準法上の確認申請が考えられますので、まず、都市計画法上の開発許可申請についてご説明させていただきます。

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為は、国の通知により許可申請の対象から除外されております。

また、鉄塔建設は、都市計画法上、許可申請の対象ではありません。

しかしながら、太陽光発電設備の設置にあわせて周辺整備等を行う場合、例えば太陽光発電設備に関連した研修施設を併設する等の場合は、許可申請が必要となる可能性があります。

その際は、道路や排水など周辺に与える影響について、都市計画法に基づく技術基準に 照らし、厳正に審査してまいります。

以上でございます。

永松建築住宅課長 建築基準法上の確認申請に関係する部分についてご説明いたします。 電気事業者が設置する鉄塔や太陽光発電設備は、建築基準法の確認申請の対象となる工 作物から除外されています。

しかしながら、太陽光発電設備の下に、物品保管庫などといった施設を建設する場合は、 建築基準法上の確認申請が必要となる可能性もありますので、その際は、法に従い厳正に 審査をしてまいります。

以上でございます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

**江藤委員** この文書からいくと、確かに皆さん、やっぱり自然環境を壊すという意味で賛成だという方は多いと思うんです。しかしながら、これには経過があるんです。だから、経過というのは、もう時間がありませんから詳しいことは言いませんけれども、一応地権者は73名で、1億4千万円、全部もう補償済みなんですよ。そして、分筆費用で2千万円かかったものだから、1億2千万円を73名の地権者に、もう払うちょる。そして、ソーラー会社が払うちょるもんだから、市から地権者のほうに全部渡して、もう個人個人の

面積に応じて、払い済みなんです。それはいいんだけれども、それで、ソーラー会社に対して、観光協会の5団体が反対だと今ごろ言うもんだから、これからいくと、私も本当は庄内町の観光協会長だから、この中に判を押さにゃいけんのじゃけども、相談があったときに、冗談じゃねえぞと。もう中身はこれまで3年間の間にけんけんがくがくの市と市議会とかで、いろいろ経過があっちょん。それを今さら観光協会が反対だと言ったって、僕はその経過を知っているだけに判を押されんと言って。あと残りの観光協会は判を押しちょるわけ。だから、私から言わせたら、中身が複雑なだけに審議未了扱いにしてほしいなと、これは私の意見です。それは調べてみればわかりますよ。

この文書からいくと、私も、それは景観を損なうということで「ああ賛成だ」となるんだけれども、中身を知っているだけに、判を押すということは、賛成するということはならん。だから、もう1回、中身を調査をして、そして、新しい議員になったら、再度また議論してほしいなと。私はそういったことであります。

**毛利副委員長** この要旨を読ませていただきますと、そのものかなと思うんですが、ここに今回の事業経過について、「多くの住民」という言葉がありますけれども、多くの住民というのは、具体的に言うと、どういうふうに捉えてるんですか。それは把握していますか。

私は、これはそのものだと思っているんですよね。ですから、ちょっと確認のために。 「多くの住民がメガソーラーの建設の中止を求めており」ということがあるので、やっぱ り住民の意思を尊重するべきではないかなということであります。

後藤委員長 内容的にはそこまでは……。土木建築部としては把握していないですか。

**宮崎都市計画課長** 具体的な人数等は把握しておりません。我々として今聞いているのは、そういう観光協会の方々、それから、地区の方が訴訟を起こされているということは認識をしておりますが、どれぐらいの数の方が反対されているかという具体的な数字については、承知しておりません。

**後藤委員長** 江藤委員のほうから審議未了扱いという意見もありましたが、挙手により採 決をいたしたいというふうに思います。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**後藤委員長** 本請願のうち、本委員会関係部分については、採択すべきものと農林水産委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**後藤委員長** 賛成多数でありますので、本請願の本委員会関係部分については、採択すべきものと農林水産委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

それでは、第1号議案平成27年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**進土木建築部長** 第1号議案平成27年度大分県一般会計予算の総括的な内容について、 ご説明申し上げます。

ご案内のとおり、今回の当初予算は、4月に統一地方選挙を控え、骨格予算として編成 しております。 お手元の委員会資料の4ページをお開き願います。平成27年度当初予算説明資料です。 まず、1の一般会計の(1)歳出予算ですが、土木建築部の予算額につきましては、表 の1番上、左から3つ目の内訳の土木建築部の欄をごらんください。

総務費が5億5,666万5千円、農林水産業費が2,277万円、土木費が604億3,126万円、災害復旧費が48億6,699万5千円、当初予算合計で661億5,708万4千円を計上しております。

27年度当初予算の編成にあたりましては、防災・減災対策など喫緊の課題に対応する 事業は、当初予算で計上することとし、また、景気に配慮いたしまして、投資的経費は前 年度の上半期契約率と同水準の7割を確保することとしております。

同じ表の下の部分、内訳の欄をごらんいただきたいと思います。

公共事業は432億1,316万1千円となっており、その内訳は、一般公共事業費が305億2,754万1千円、災害関連事業費が14億4,200万円、国直轄事業の負担金が61億4,226万5千円、住宅建設費が3億1,477万3千円、災害復旧事業費が47億8,658万2千円となっております。

これらの公共事業では、道路のり面の防災対策、有田川・山国川・花月川等の河川改修、 玉来ダムの整備、土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査といった防災・減災対策関係 のほか、橋梁・トンネル等の社会インフラの老朽化対策、さらに、庄の原佐野線など将来 発展の基盤となる社会資本整備にも重点的に取り組んでまいります。

次に、同じ表の1番下の、主に県単事業であります非公共事業については229億4, 392万3千円となっております。

この非公共事業では、河川・海岸施設の津波対策や、不特定多数の方が利用する旅館・ホテルなどの特定建築物の耐震化対策、さらには公共施設の老朽化対策など、県民の安心・安全確保に向けて、ハード・ソフトの両面から積極的に取り組んでまいります。

次に、1番右の比較の欄ですが、26年度予算との比較であります。上から6行目の計の欄で、総額では76.0%となっております。

次に、中ほどの表、(2)債務負担行為ですが、新規分といたしまして、23件で78 億3,314万5千円の限度額の設定をお願いしております。

次に、2の特別会計ですが、いずれも全額当初予算としておりまして、1番上の大分県 公債管理特別会計が2億7,939万4千円、次に、臨海工業地帯建設事業特別会計とい たしまして6億9,914万8千円、また、その下の港湾施設整備事業特別会計は25億 2,174万1千円を計上しております。

以上をもちまして、27年度当初予算の総括的な説明を終わらせていただきます。 詳細については、関係課長から説明いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

甲斐土木建築企画課長 まず、当部関係分の債務負担行為についてご説明いたします。

土木建築委員会資料の5ページをごらんください。

今回、お願いしております債務負担行為の一覧表でございます。

1番上の土地開発公社の公共用地先行取得資金の借り入れによる債務保証は、県の要請により、土地開発公社が土地の取得造成を行う場合に、金融機関からの借り入れと、その利子等に対し、県が債務保証を行うもので、借入総額60億円とその利子等について、債

務負担行為の承認をお願いするものです。

18番目の土木施設災害復旧事業は、27年度発生災害について、国費の配分が翌年度になる分についても、できる限り早期復旧のため年度内に発注できるよう、あらかじめ債務負担行為をお願いするものです。

2 1 番目の生活排水処理施設整備費補助は、市町村の起債償還を支援するための補助金 を 1 2 年分割で支給するもので、これに伴う債務負担行為をお願いするものです。

そのほかは、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事などで、工期が28年度以降に わたる事業について、債務負担行為の設定をお願いするものです。

1番下の計欄にありますように、合計で23件、金額で78億3,314万5千円の債務負担行為について承認をお願いするものです。

次に、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについてご説明いたします。

恐れ入りますが、別にお配りしております平成27年度予算に関する説明書の377ページをお開き願います。

左上の枠外に款、項の名称を、左端の枠内に目名を記載しております。

まず初めに、第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費ですが、本年度予算額として20億6,048万5千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄1番上の給与費7億7,672万7千円ですが、 これは土木建築部職員のうち109人分の給与費を計上しております。

なお、給与費については、現行の給料表に基づき、26年12月1日現在の土木建築部職員現員数により算定した金額を、各課の各費目毎に割り振ってそれぞれ計上しております。

また、同じように、各科目に給与費をそれぞれ計上しておりますが、同様の趣旨でございますので、この後各課からの説明は省略させていただきます。

次に、379ページをお開き願います。

1番下になりますが、第2目建設業指導監督費7,787万円を計上しております。次の380ページをお開きください。

主な事業としまして、事業名欄の上から3行目、建設業育成指導費5千万円は、県が金融機関に資金を預託することで、協調融資により4倍の融資枠を得まして、大分県建設業協同組合連合会を通じ、公共工事施工のための運転資金や建設資材の調達資金を、建設業者に融資するものです。

次に、事業名欄の1番下の建設産業構造改善支援事業費1,534万3千円は、厳しい経営環境にある建設業者に対し、新分野進出や企業合併への支援、さらには高校生向け業界説明会等により雇用の確保等の取り組みを促進しまして、建設産業の再生や、構造改善を図るものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

安東建設政策課長 建設政策課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

予算説明書の378ページをお開きください。

第1項土木管理費第1目土木総務費のうち、当課関係事業費は事業名欄の下から2番目、 共生のまち整備事業費5,600万円は、高齢者や障がい者を含む全ての県民が円滑に行動できるよう、歩道の段差解消や、スロープや手すりの設置など県が管理する公共施設の バリアフリー化を推進する経費でございます。

次に、事業名欄の1番下の暮らしを支える社会基盤保全事業費6,200万円は、河川の流れの支障となる倒木や転石除去など県民からの要請に素早く対応するための緊急修繕や補修用資材購入に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**黒木用地対策課長** 用地対策課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1つ前の377ページにお戻りください。

土木総務費のうち当課関係事業は、事業名欄の上から5行目の公共用地先行取得事業費 10億円です。

これは、緊急に用地買収が必要となった場合に、機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保している経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**鈴木道路建設課長** 道路建設課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

予算説明書の384ページをお開き願います。

第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費につきまして、3億5,249万4千円をお願いしております。

主な事業といたしまして、事業名欄上から3番目の道路橋梁調査費3,600万円につきましては、地方交付税算定の基礎数値となる道路台帳の補正等に要する経費で、年度当初から執行が必要となるものについて計上しております。

次に、387ページをお開き願います。

1番上の第3目道路新設改良費につきまして、176億320万3千円をお願いしております。

主な事業の内訳といたしましては、事業名欄上から3番目の公共の道路改良事業費27億561万1千円は中津日田道路等の整備費でございます。その下の公共の地域活力基盤道路改良事業費79億3,738万9千円は国道212号等のバイパス整備や未改良区間の改良等、県内の道路ネットワークの整備を図るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**亀井道路保全課長** 道路保全課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

予算説明書の385ページにお戻り願います。

第2項道路橋梁費第2目道路維持費につきまして、91億6,254万4千円をお願い しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から3番目の道路維持修繕費16億2,9 11万6千円は、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理、道路の清掃・草刈りなどに要する経費並びに県が管理する道路のパトロール、応急維持補修費に要する経費でございます。

次に、1つ下の単独の交通安全事業費8億8,445万円と、次の386ページの事業名欄の上から5番目、公共の地域活力基盤交通安全事業費37億8,719万8千円は、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、交通安全施設の整備や補修を行うものでございます。

次に、事業名欄1番下のデスティネーションキャンペーン関連道路環境整備事業8,5 22万9千円は、新規事業でございます。

デスティネーションキャンペーンの開催に合わせまして、来県者へのおもてなしの一環 として魅力的な道路環境を提供するため、キャンペーン前の草刈りを追加実施し、あわせ て路面清掃、支障木の伐採を行うものでございます。

次に、下の387ページをごらんください。

第3目道路新設改良費につきまして、主な事業の内訳といたしまして、事業名欄1番下の単独の道路改良事業費28億5,200万円は、小規模集落の生命線の確保、地域ネットワークの整備、ツーリズム振興の支援など、県民生活に密着した道路整備を図るものでございます。

次に、388ページをお開き願います。

第4目橋梁維持費につきまして、33億1,889万7千円をお願いしております。下の389ページをごらんください。

主な事業の内訳といたしまして、上から1番目の単独の橋梁補修事業費9億9,663 万6千円と、上から2番目の公共の地域活力基盤橋梁補修事業費22億8,312万2千 円は、地震時の落橋等を未然に防止するための震災対策工事及び点検により損傷が認められた橋梁の補修を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

平野河川課長 河川課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

説明書の144ページをお開き願います。

第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費について、中ほどの河川課分、耶馬渓ダム 水源対策費からさらに次ページの水資源開発費まで、目計で5億2,773万円を計上し ております。

主な事業としましては、事業名欄1番上の耶馬渓ダム水源対策費5,217万5千円ですが、これは耶馬渓ダムの維持管理に要する管理費負担金でございます。

次に、その下の水源地域振興対策費 4 億 6 , 6 4 6 万 1 千円は、大山ダムの建設に伴い、福岡県など下流団体が拠出した基金により水源地域の振興事業を行ってきましたが、2 6 年度の予算をもって事業が完成することから、基金を取り崩し、清算するものでございます。

次に、392ページをお開き願います。

第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費について、1番上の欄にありますとおり、目計で3億3,417万7千円を計上しております。

主な事業としまして、このページの河川海岸維持管理費 2 億 1 , 5 3 8 万 8 千円は、芹川・北川ダムの管理者負担金や堤防の草刈り費など、河川や海岸の維持管理業務に要する経費です。

次のページをごらんください。

第2目河川改良費について、目計で93億584万3千円を計上しております。

主な事業としまして、このページ1番下の単独の河川海岸改良事業費6億3千万円と、次のページ1番上の単独の緊急河床掘削事業費2億5千万円は、台風や集中豪雨などによる浸水被害から、地域住民の生命・財産を守るため、国庫補助事業の対象とならない箇所

におきまして、護岸等の改修工事の実施や、土砂の堆積が著しい河川において、早急に河 床掘削を実施するものです。

2番目の公共の広域河川改修事業費から、下から3番目、公共のダム情報基盤総合整備 事業費までの7事業、合計54億1,198万4千円は主に河川改修事業や治水ダムの建 設などを行うものでございます。

その下の公共の国直轄河川事業負担金25億2,307万5千円は、県下5つの一級河川において、国が実施する河川改修事業及びダム事業などに対する県の負担金です。

次のページをごらんください。

第3目海岸保全費について、目計で5億2,445万3千円を計上しております。

このうち河川課分として、公共の海岸環境整備事業費1億1,176万3千円は、国東市の安岐海岸において環境整備事業を実施する経費です。

次に飛びまして、477ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費について、目計で 48億6,699万5千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から4行目、公共の災害復旧事業費45億65 8万2千円につきましては、過年災害分として、平成25年、26年災の復旧を引き続き 進めるとともに、現年災害分として、平成27年に新たに災害が発生した際に、迅速に対 応できるよう、所要額をあらかじめ計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

渡邉港湾課長 港湾課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

少し戻りますが、予算説明書395ページをお開きください。

先ほど河川課長からもご説明いたしましたが、第3項河川海岸費第3目海岸保全費について、事業名欄下から2番目の公共高潮対策事業費から次の396ページ1番上の公共の侵食対策事業費までの3事業、1つ飛ばして公共の津波危機管理対策緊急事業費の計4事業は、別府港ほか7港で海岸保全施設の整備や環境整備等の事業を実施するものでございます。

次に400ページをお開き願います。

第4項港湾費第1目港湾管理費について、3億7,142万7千円を計上しております。 次の401ページをごらんください。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄上から2番目の港湾施設整備事業特別会計繰出金2億2,168万3千円は、港湾施設整備事業特別会計におきまして必要となる起債の償還等に要する経費充当のため繰り出しを行うものでございます。

次の第2目港湾建設費について24億3,012万1千円を計上しております。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄1番下の重要港湾改修事業費から次の402ページの下から2番目の公共の港整備交付金事業費までの5事業は、国庫補助事業でございまして、産業や交通の拠点として、津久見港ほか9港におきまして、防波堤や岸壁、臨港道路などの整備を行うものでございます。

その次の公共の国直轄港湾事業負担金8億3,557万8千円は、中津港ほか3港におきまして、航路しゅんせつや防波堤、岸壁等を整備するための工事に係る負担金でございます。

次の403ページをごらんください。

第3目空港建設対策費につきまして、2億3,506万円を計上しております。

主な事業といたしまして、事業名欄1番下の公共の国直轄空港事業負担金2億3,406万2千円は、大分空港の整備事業に係る負担金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

後藤砂防課長 砂防課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

予算説明書397ページにお戻り願います。

第3項河川海岸費第5目砂防費について、目計で57億8,842万8千円を計上して おります。

主な事業の内訳としまして、次のページ、事業名欄上から3番目の単独の急傾斜地崩壊対策事業費4億3千万円は、国の採択条件を満たさない箇所について、県が崖崩れ対策事業を実施するとともに、市町村が実施する事業に対して助成するものでございます。

次に、その2つ下、公共の通常砂防事業費4億8,349万8千円、そのすぐ下の公共の火山砂防事業費7億2,166万8千円ですが、これは土砂災害に対して総合的に対処するため、砂防ダムの整備などを行うものです。

次のページ、事業名欄上から2番目、公共の砂防事業調査費6億3,282万9千円は、 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うため、土砂災害のおそれのある 区域について、被害の程度やその範囲を明らかにする基礎調査に要する経費でございます。

次に、その2つ下、公共の砂防災害関連事業費から、下から2番目の公共の緊急急傾斜 地崩壊対策事業費までの4事業は、災害が発生した場合の緊急対策として、速やかに対応 できるよう、砂防ダム等の整備に係る所要額をあらかじめ計上しているものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

宮崎都市計画課長 都市計画課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

予算説明書の404ページをお開き願います。

新規事業といたしまして、第5項都市計画費第1目都市計画総務費の1番下、宅地耐震 化推進事業として1,080万円を計上しております。

この事業は、宅地耐震化への理解と防災意識の向上を促進するため、地震時に崩壊の危険性のある、盛り土面積が3千平方メートル以上などの、大規模盛り土造成地を示す宅地ハザードマップを作成し、県民及び関係市町村に情報提供することで、災害に強い県土づくりの推進を図るものでございます。

次のページの1番下をごらんください。

主な事業といたしまして、第3目街路事業費について、目計で34億9,844万8千円を計上しております。

次の406ページをお開き願います。

主な事業の内訳としまして、事業名欄上から4行目、単独の街路改良事業費2億6,175万円は、日田市の丸山五和線ほか都市計画道路5路線の整備促進を図るものでございます。

そのすぐ下、公共の都市計画街路事業費23億4,281万2千円は、大分市中心部の 交通渋滞の緩和等を図るための都市計画道路庄の原佐野線の整備促進を図るものでござい ます。 1番下、公共の地域活力基盤街路改良事業費7億8,335万3千円は、別府市の富士 見通南立石線ほか、都市計画道路4路線の整備促進を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

和田公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。

318ページにお戻りください。

第6款農林水産業費第3項農地費第3目土地改良費について、事業名欄1番上の農業集落排水事業費2,277万円を計上しております。

これは、大分市、中津市等において、各市が実施する農業集落排水処理施設の整備等に対し補助する経費です。

次に、飛びまして、407ページをお開き願います。

第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費について、目計で11億7,04 6万6千円を計上しております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄1番下の公園維持管理費1億2,454万9千円、次のページ1番上の大分スポーツ公園等管理運営事業費4億6,683万6千円は、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク及び大分スポーツ公園・高尾山自然公園の指定管理者管理運営委託料等に要する経費、また、その下の県営都市公園施設整備事業費2,654万8千円は、公園利用者の安全性と利便性を高めるための改修に要する経費です。

1番下の県営都市公園里山利活用推進事業費299万7千円は、県営都市公園の里山等 を活用し、自然体験や環境学習の実施に要する経費です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**永松建築住宅課長** 建築住宅課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。 少し戻っていただいて説明書の380ページをお開きください。

1番下、第1項土木管理費第3目建築指導費について4,020万円をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、次のページをごらんください。

事業名欄1番上の建築基準法等施行事務費3,834万8千円は、建築基準法に基づく構造計算関連の業務委託及び建築確認等の許認可事務並びに建築審査会の開催等に要する経費と、建築士法に基づく2級・木造建築士及び建築士事務所への指導・監督並びに建築士審査会の開催等に要する経費です。

次に、飛びまして、説明書の410ページをお願いいたします。

第6項住宅費第1目住宅管理費について、12億5,777万9千円をお願いしております。

主な事業の内訳としまして、事業名欄の下から3番目、特定建築物耐震化促進事業5億2,601万4千円は、平成27年12月までに耐震診断が義務付けられたホテル・旅館・病院・店舗などの特定建築物の所有者が行う耐震診断、補強設計、耐震改修に係る経費を支援する市町に対し助成するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**疋田公営住宅室長** 公営住宅室関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。 説明書の次の411ページをごらんください。 第6項住宅費第1目住宅管理費について、事業名欄1番上の県営住宅等管理対策事業費5億6,486万7千円は、県営住宅等の使用料収納事務や入退去事務等を管理代行者に委託する経費、また、県営住宅の修繕料、家賃滞納者等に対する明け渡し請求訴訟等に要する経費でございます。

次に、第6項住宅費第2目住宅建設費について、3億4,267万5千円をお願いして おります。

主な事業の内訳といたしまして、事業名欄の1番下、公共の県営住宅建設事業費3億1, 477万3千円は、大分市にある県営城南住宅の建てかえ工事に要する経費でございます。 以上で終わります。よろしくお願いいたします。

加藤施設整備課長 施設整備課関係の歳出予算の主なものについてご説明いたします。 予算説明書の381ページにお戻り願います。

第1項土木管理費第4目営繕費について、目計で23億6,002万8千円を計上して おります。

主な事業の内訳としまして、事業名欄1番下の県有建築物防災対策推進事業費6億2, 181万6千円は、地方総合庁舎の建築設備の防災対策強化や東日本大震災により、天井 落下の被害が多発したことを受け、建築基準法が改正されたことから、既存建築物のさら なる安全性確保を図るため、つり天井の耐震化工事等に要する経費でございます。

次のページをお開き願います。

中ほどの県有建築物保全事業費10億円は、これまで、大規模施設計画的保全事業として、床面積がおおむね1万平方メートル以上の18施設を専門的な見地から計画的な保全を行ってきましたが、来年度からは、地方総合庁舎等も含めて、大規模な施設改修を一元的に管理することにより、効率的な事業執行を図っていくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

佐保高速道対策局長 高速道対策局関係の歳出予算についてご説明いたします。

予算説明書の379ページにお戻り願います。

第1目土木総務費のうち、当局関係分として、事業名欄1番下の高速自動車道建設促進 事業費130万円は、東九州自動車道の建設促進に係る協議会及び期成会に対する負担金 でございます。

次に388ページをお開き願います。

第2項道路橋梁費第3目道路新設改良費のうち当局関係分として、事業名欄3行目、国直轄高速道路事業負担金1億6,775万円は、本年度開通します東九州自動車道佐伯ー 蒲江間の工事用道路の撤去などに対する負担金でございます。

以上で第1号議案平成27年度大分県一般会計予算の本委員会関係部分の説明を終わります。

慎重なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

**毛利副委員長** 380ページの建設業育成指導費、この説明は聞いてわかったんですけど、建設業は人材不足が続いております。それで、安倍内閣の女性の活躍。県内の建設業者の中でも、女性の方が現場で働いているところも多々あると思います。そういったところを

土木関係はどういうふうに把握しているのか。

さらに、そういう建設業者に対して、ぜひその辺の特典というか、評価をしていただき たいと思っているんですけど、今年度、このような形で何かそういうことは特にあるのか どうか。

**甲斐土木建築企画課長** 県内の建設産業にどれだけの女性職員がいるかということについては、ちょっと把握はしておりません。総数的な人数では把握しておりますけれども、男女についての別というのは把握してはございません。

ただ、近年はご承知かと思いますけれども、リケジョにかわることで、ドボジョとかい う形で、結構土木建築関係の女性の就業者もふえてきております。こうしたことから、今、 地域人づくり事業で各建設業の処遇改善といったものに取り組んでもらっております。

こうした中で、そういった女性に対する就業、入職の促進といったこともやっていただけるような形を指導していっていると。それぞれ、連合会のほうでも、建設業協会のほうでもパンフレットをつくって、女性職員も加味した形での勧誘を行っているというところであります。

毛利副委員長 今後の評価はどういう……。

**甲斐土木建築企画課長** 事業評価、いわゆる入札等の評価におきましては、今後、採用職員数、いわゆる地域の雇用確保という面で大きな要素がありますので、全ての職員数でもって、評価点、客観的評価をする方式で今、検討を進めております。その形に改正していきたいというふうに考えてございます。

**毛利副委員長** 職員数とは女性がいるかということも入れてという意味ですか。

**甲斐土木建築企画課長** 全ての、常勤の総職員数に応じて評価をするという方向で改正を 行いたいということにしております。

**毛利副委員長** だから、その常勤の中に女性が今よりも割合が多ければ、その評価にも値するという考え方なんですか。

**甲斐土木建築企画課長** 現段階の改正の方向は、そこまではなってございません。今後、 女性活躍推進法ということもございますので、女性の入職者がふえることによる評価とい うのも当然考えていかなきゃならないというふうには考えてございます。

毛利副委員長 よろしくお願いします。

**江藤委員** 骨格だからあんまりいろいろ言わんのだけど、ちょっとお聞きしたいのが、3 85ページの単独の交通安全事業費8億8,400万円。この中身は1番評判のいい事業の側溝整備事業になるのかな。

**亀井道路保全課長** こちらは側溝整備ではありませんで、通常の交通安全事業、それと斜面対策、崖崩れ対策、そういったものが入ってきます。

江藤委員 そんならあれとは違うんやね。

**亀井道路保全課長** はい。委員がおっしゃるのは386ページの身近な道改善事業ではないかと思います。

**江藤委員** 2年に1回ずつ名称が変わるもんでわからんようになる。

それでは、私なんか今回で引退するけれども、ついでやけん遺言として言うておくけど、 この事業を引き続いてやって。土木建築部の中で1番評判のいい事業じゃから、ぜひそれ だけお願いしておきます。大体僕は毎年10億円ぐらいはつけろとは言うてきたんじゃけ れども、大体8億円から9億円ぐらいしかついていないというのが、この実情だったから。 部長、よろしく頼みます。

後藤委員長 ほかにございませんか。

それではちょっと私から。いつの委員会だったかちょっと覚えていないんだけれども、 急傾斜地崩壊危険区域の対策工事をやって、もう40年以上とか、非常に長いコンクリートの吹きつけとか、あるいは、のり枠とかがあると思うんですが、そういうので、ぽっと気がつくのは、大分市の生石とか、非常に崖高があって、ちょっと目視だけではわからないようなものなんです。それと、結構木の根が入っているなあとか、あるいはクラックに対してずうっと草が生えておったり、そういうふうなところの調査というのは、どのようなことになっているでしょうか。そういう予算的なことをちょっと教えてください。

後藤砂防課長 まず、調査のほうでございますが、昨年度、急傾斜に対しては、築から25年以上たったものに対して、県下を見直しまして、そして、398ページをごらんください。398ページの上から4行目、砂防施設再生事業費をみております。これは、県単で整備した急傾斜等、緊急性において補修が必要があるものを改築、補修するという事業です。

そして、次の399ページをごらんいただいて、1番上の公共、砂防施設緊急改築事業費というのを1億888万円計上しております。これは、公共、補助でやった砂防ダムが緊急的に補修する必要があったものを、ある程度改築を加えてやるという事業でして、こっちは公共で、先ほど申しましたのは、県単で整備したほうということで整理させていただいております。

以上です。

**後藤委員長** 工事が終わって25年以上たっているものの調査は、全て終了しているというふうに急傾斜地の場合は考えていいんですね。

後藤砂防課長 結構です。全部やっております。

**後藤委員長** 全部終わっていますか。あの高いものはどういう形で調べたんですか、何で。 計測かなんか、機械ですか。

**後藤砂防課長** まずは基本は目視でございます。表面にクラックとか、また、裏側の欠け とかを見て、そして、さらにクラック等は深くて、詳細な調査が必要なるものは、それぞ れ委託調査で、ボーリング等をやりまして調べております。

後藤委員長 はい、ありがとうございます。ほかにご意見はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

後藤委員長 では、なければ、委員外議員の麻生議員さん。

麻生委員外議員 1点質問ですが、400ページ並びに401ページに港湾管理費が計上されております。その中で、財源内訳に、例えば、港湾管理費並びに港湾施設管理運営事業費、港湾調査費、そして港湾維持修繕事業費に、使用料及び手数料が財源として計上されているわけですが、この使用料及び手数料について、係留契約をしている何%の計上をした上で、歳出事業予算を組んでいるのか、これだけ伺います。

**渡邉港湾課長** 港湾の事業につきましては、おっしゃるように使用料及び手数料で財源負担をしておりますけれども、この部分につきまして、全体の何%かというのは、使用料収入全てが……。

後藤委員長 すぐにわからないですか。では、後で。

渡邉港湾課長 その点は、もうちょっと詳しく調べてご報告いたします。

麻生委員外議員 係留しているにもかかわらず、もう長年支払いをしていないというのが 大変多うございまして、不公平感がめちゃくちゃ出ていると。差し押さえも含めて、ほか の都道府県では競売までかけて対処している。そういったところもある中で、大分県は一 体どうなっているんだと。隣の人は払っていないのに、俺だけ払っているというようなこ ともいっぱい出てきていまして。その上、釣りに行く人たちですから、土日に現地に行っ て、いろんな現状を聞くとか、そういったことをやるべきなのに、土日には一切行ったこ とがない、あるいは朝早くとか、夕方とか、その時間帯に県の職員を現場で見たことがな いという話も出ていますので、支払わない原因とされているのが、砂がずっと船の中に覆 いかぶさるとか、いろんなそれぞれの地域によって状況が違うみたいだと、こういったこ とも把握をして、それと収入の契約徴収率の変化等々、分類をして、どのように対処して いるかというのを後ほど資料で提示をしてください。

以上です。

**渡邉港湾課長** おっしゃるように、全て徴収できているという状況ではございませんで、 それにつきましては、やはり議員ご指摘のように、砂が堆積しているとか、管理上の問題 も指摘されておりますけれども、それについては、維持管理のほうでしっかりと対応して いってございます。

ただ、徴収につきましては、徴収できていない船とかを把握しながら、その船に直接連絡がとれない場合は張り紙等をしながら、徴収を促すように努力はしております。

具体的な数字につきましては、後ほどお知らせいたします。

後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第10号議案平成27年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、 執行部の説明を求めます。

**渡邉港湾課長** 第10号議案平成27年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

議案書では58ページになりますが、予算説明書の569ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,914万8千円を計上しております。 なお、本年度の県債の借りかえ額は、前年度よりも少額なため、7億1,146万2千 円の減額となっております。

次の570ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内訳でございますが、1の財産収入として、土地の貸付料が531万7千円、その下の2繰入金として、減債基金からの繰入金が3,573万1千円、さらに1番下の4県債として、土地造成事業債の借り入れが6億5,800万円でございます。

次の571ページをごらんください。

歳出でございますが、表の中ほどの事業名欄1番上の、6号地事業費541万7千円は、6号地の維持管理等に要する経費でございます。

次の、その下の公債費6億9,373万1千円は、6号地造成に伴う県債の元利償還金 でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

後藤委員長 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第11号議案平成27年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、執行 部の説明を求めます。

**渡邉港湾課長** 第11号議案平成27年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、 ご説明いたします。

議案書では62ページですが、予算説明書の575ページをお開き願います。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ25億2,174万1千円を計上しております。 次の576ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内訳でございますが、1使用料及び手数料として、附属地や野積み場等の使用料などが12億3,805万8千円、その下の2繰入金として、一般会計からの繰入金が2億2,168万3千円、さらにその下の3県債として、港湾施設建設事業債の借り入れが10億6,200万円でございます。

次に、578ページをお開き願います。

歳出でございますが、主な内訳としまして、第1目港湾施設管理費のうち、事業名欄1 番上の港湾施設管理費1億5,184万9千円は、上屋や野積み場などの港湾施設の管理 に要する経費でございます。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費7,382万1千円は、指定管理者への委託料や維持修繕等に要する経費でございます。

次に、1番下、公債費10億9,771万4千円は、港湾施設整備事業に伴う起債の元 利償還金でございます。

次の579ページをごらんください。

第2目港湾施設建設費でございますが、港湾機能施設整備事業費10億6,200万円は、佐伯港、津久見港、大分港、臼杵港、中津港の埠頭用地の造成等に要する経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤委員長** 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第42号議案平成27年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、 執行部の説明を求めます。

甲斐土木建築企画課長 第42号議案平成27年度における土木事業に要する経費の市町 村負担についてご説明いたします。

議案書の283ページをお開き願います。

これは、平成27年度の土木事業に要する経費の一部として、地方財政法等に基づき、 関係市町村に負担を求めることについて、議決をお願いするものです。

なお、表の下の部分にあります各事業の負担割合等につきましては、事前に全ての市町 村から同意をいただいております。

以上でございます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑、ご意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**後藤委員長** 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**後藤委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第43号議案工事請負契約の変更について、説明を求めます。

鈴木道路建設課長 第43号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。

議案書では285ページになりますが、説明は土木建築委員会資料で行いますので、資料の6ページ、7ページをごらんください。

本議案は、一般県道床木海崎停車場線の佐伯市海崎で整備を進めております、延長1. 2キロメートル程度のバイパス区間の一部を構成する延長367メートルの仮称新八明トンネルに係る工事につきまして、平成25年12月に契約を締結した工事請負契約を変更するものでございます。

本案件につきましては、先の第4回定例会常任委員会にて諸般の報告においてご説明したところですが、契約額が確定しましたので、改めてご説明します。

資料の7ページをごらんください。

トンネルの掘削を進めていく中で、学識経験者等からなるトンネル検討委員会による地質判定を行いました結果、当初想定していたよりも良質な地質があらわれたため、図の赤色の斜線で示した2区間におきまして、地山の崩落を防ぐ掘削支保工及び掘削補助工法などを変更することといたしました。

具体的には、左側の区間①につきましては、掘削後のトンネルの内面を安定させるための支保工とロックボルトが少なくてよいということですので、これを減らしました。また、右側の区間②については、トンネルの上部の安定を図るために薬液を注入するフォアポーリングを想定していたのですが、薬剤ではなく安価なモルタルでよいという充填式に変更

したものでございます。

上のページに戻っていただきますと、契約金額が、当初7億5,852万円のところ、変更後6億9,956万400円となりまして、5,800万円余りの減額でございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤委員長** 別に質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**後藤委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第44号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正について、説明を求めます。

**亀井道路保全課長** 第44号議案大分県道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書では286ページになりますが、説明は資料の8ページでさせていただきます。

1の改正理由にありますが、本条例は道路占用料の額、徴収方法などについて定めたものであり、道路法施行令の改正を受け、今回、改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、地価が全体的に下落しているなどの社会経済情勢の変動に対応するため、変更された国の告示に基づき、現行の2つの区分を、地価の実情にあった4つの区分に改め、占用料について所要の改正を行うものでございます。

なお、地価の下落などに伴う改正であることから、県全体の占用料の総額は約680万円の減額が見込まれております。

施行日については、平成27年4月1日としています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

何か質疑はございませんか。

[「なし」と言う者あり]

**後藤委員長** じゃあ、ちょっと教えてください。第2種電柱というのはどういうものなんですか。

**亀井道路保全課長** 普通の電柱で、電線が4本と5本かかっている電柱を第2種といいます。電線の本数で1種、2種、3種、4種というような呼び方をしています。

後藤委員長 その第2種電柱の部分だけが今度変わるということですか。

**亀井道路保全課長** 済みません。議案書の286ページにありますように、これだけではなく、説明用に第2種電柱だけを例示しており、かなりの数を全て変えるということになっております。

**後藤委員長** ほかに質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

後藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、第45号議案訴えの提起についてですが、お手元の資料のうち、「取扱注意」と 記載されているものは、個人情報保護のため後で回収しますので、ご了承ください。 それでは、執行部の説明を求めます。

疋田公営住宅室長 第45号議案訴えの提起についてご説明いたします。

議案書の292ページでございます。

これは、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対し、県営住宅の明け渡しなどを求める訴えを提起するものでございます。

今回の訴訟対象者は、3の事件の概要の表のとおり1名でございます。

訴訟につきましては、厳正を期すため、本年の1月に法的措置対象者選考委員会を開催 し、長期滞納者の中から選考したところでございます。

なお、長期滞納とは、滞納月数が6カ月以上又は滞納額10万円以上の滞納を指しますが、再三にわたる請求にもかかわらず納入に応じない入居者に対して、住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを求めて大分地方裁判所に提訴するものでございます。

お配りした右上に「取扱注意」と記載しております資料をごらんください。

今回の訴訟対象者の年齢、家族構成、入居年月日などを一覧表にしております。滞納月 数及び滞納額は、昨年12月末現在のものでございます。

右のほうに滞納状況の欄がございます。滞納は昨年4月分からございまして、納付のお約束をしていただきましたが、何度しても守られませんでした。また、昨年12月には住宅からの退去のお約束もいただいたところですが、これも守られませんでした。このような状況が今後も続くと、家賃等の滞納額がさらにふえていくことから、法的措置が必要と判断したものでございます。

なお、直近では平成26年の第2回定例会で2名の訴訟議決をいただいたところでございますが、その後、最終催告を行っても滞納家賃等の支払いがないため、最終的には勝訴の判決により、2名とも建物明け渡しの強制執行を行いましたことをご報告申し上げます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

**後藤委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入りますが、個人情報に配慮の 上、お願いします。

[「なし」と言う者あり]

**後藤委員長** 別に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**後藤委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 さて、ここで「取扱注意」の資料は、今から事務局に回収させます。

[事務局資料回収]

後藤委員長 次に、第46号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。 加藤施設整備課長 第46号議案工事請負契約の変更についてご説明いたします。

議案書では294ページになりますが、説明は資料の9ページでさせていただきます。 本議案は、県庁舎新館の受変電設備工事につきまして、平成26年12月17日に富士

変更の主な理由でございますが、資料右下にありますとおり、受変電設備の発電機の工場製作による納期が東日本大震災の影響や全国的な防災対策の見直しに伴う需要の過多により、13カ月の期間を要することになったことから、工期を延長するものでございます。

電機・大徳電業建設共同企業体と締結した工事請負契約を変更するものでございます。

延長後の工期につきましては、当初平成27年3月31日までのところを、変更後は平成28年3月15日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑・意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**後藤委員長** ちょっといいですか。約1年工期を延長するということは、そういう状況が わかった時点というのはいつごろですか。

加藤施設整備課長 この場所の選定が決まって、設計が終わったのが大体9月上旬が設計 工期でございました。それから秋口にかけて色々調査をしたわけですが、年末年始ぐらい にかけてそういう状況がわかったと。

小中規模の機器については、そこそこの納期で発注がかけられるんですけれども、特に 大型の製作ものについては日がたつにつれてその納期というのが、ちょっと見通しが立た ない状況というのがその時期にわかってまいりました。

後藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

後藤委員長 別に質疑等もないようですので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**後藤委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

加藤施設整備課長 大分県立病院大規模改修工事についてご説明いたします。

資料の10ページをお開き願います。

県立病院につきましては、建設から22年が経過し、老朽化した給排水設備や空調設備等のリニューアルが必要であることから、平成25年度より大規模改修工事の実施設計を病院局において進めてまいりました。

27年度からは、工事の発注業務や監督業務に関しまして、病院局からの受託事業として施設整備課で執行する予定となっております。

まず、資料中1の予算ですが、全体予算額は38億1,425万円で、内訳として増築 棟工事費が4億2,737万2千円、本館大規模改修工事費が33億8,687万8千円 でございます。

次に、資料中の2改修スケジュール及び右側の配置図をあわせてごらんください。

最初に本館正面玄関の南側に赤色で示しております増築棟の建設工事を先行して行い、 その後に、本館の大規模改修工事を発注し、平成27年度から31年度までの5年間をか けて工事を進めていく予定でございます。

続いて、資料の11ページをごらんください。

具体的な改修工事の方法でございますが、下段にあるイメージ図をごらんください。

まず、27年度は、青色で示した増築棟建設工事並びに紫色で示した本館の外壁改修工事、さらに2階の手術室、厨房等の改修工事に着手していきます。

増築棟の完成後には、赤色で示しております9階の研修室、医局員室、会議室などを移動させます。

次に、黄色で示した8階西病棟を、空きスペースとなった9階東側に移動した後に、西側8階と9階の2層にわたって改修工事を実施し、その後も順次移動しながら計画的に工事を進めてまいります。

また、茶色で示した1、2階の外来部門の改修工事については、平成29年度から土日を中心に実施していく予定でございます。

なお、今後の予定といたしましては、第3回の定例会に本館大規模改修工事の本契約に 関する議案の提出をしたいと考えております。

以上で説明を終わります

後藤委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

後藤委員長 別に質疑もないようですので、これで執行部からの報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

後藤委員長 それでは私から1点。

補正予算、先議をして可決いたしましたけれども、補正予算について、今月中に発注すべきものは、当然今月に発注して、切れ目のない対応になるということだと思うんですが、 発注の状況というのはつかめておりますか。

**安東建設政策課長** 補正予算、今回ゼロ県債等を含めていただいております。今、事務所 のほうには、なるべく早期に発注するように働きかけているところでございます。

何割かというのは、ちょっとまだ把握ができていないです。

**後藤委員長** できるだけ、いけるものは今月に発注をしていただければ大変ありがたいというふうに思うんです。設計上の関係で4月にずれ込むのもあると思いますけれども、その辺の掌握をして進めていただきたいと思います。

**安東建設政策課長** なるべく3月末に、切れ目のないような発注に心がけまして、万が一おくれた分に関しましても、4月早々には、なるべく早く発注するように心がけたいというふうに考えております。

後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにないようですので、ここで一言私からお礼を申し上げます。

[委員長挨拶]

〔進土木建築部長挨拶〕

[甲斐十木建築企画課長挨拶]

**後藤委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、土木建築部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

[委員外議員、土木建築部退室]

後藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

今期定例会は、今月17日をもって閉会となりますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがいまして、お手元に配付のとおり、各事件について、閉会中、継続調査としたい と思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

後藤委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

以上で予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

**後藤委員長** 別にないようでありますので、最後に、私から一言ご挨拶を申し上げます。 〔委員長挨拶〕

後藤委員長 これをもちまして、委員会を終わります。お疲れさまでした。